



2012 年 8 月 16 日

各 位

東京都品川区南大井六丁目 25 番 3 号
日本通信株式会社
代表取締役社長 三田 聖二
(コード番号: 9424)
問合せ先 代表取締役副社長 福田 尚久
電話 03-5767-9100 (代表)

勝訴確定に関するお知らせ

日本通信株式会社（以下、「当社」という）が、加賀ハイテック株式会社（以下、「加賀ハイテック」という）から提起されていた不当利得返還請求訴訟（以下、「本件訴訟」という）について、昨日、相手方の上告を棄却する旨の決定等があり（調書の送達は本日）、当社の勝訴が確定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 上告棄却および上告受理申立の不受理決定があった裁判所および年月日
 - (1) 裁判所: 最高裁判所
 - (2) 年月日: 2012 年 8 月 15 日
2. 上告の提起および上告受理申立てを行った者
 - (1) 名称: 加賀ハイテック株式会社 代表取締役社長 関 祥治 (上告提起時: 中川 良博)
 - (2) 所在地: 東京都千代田区外神田三丁目 12 番 8 号
3. 決定の内容
 - (1) 本件上告を棄却する。
 - (2) 本件を上告審として受理しない。
 - (3) 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

4. 本件訴訟の提起から勝訴確定までの経緯

当社は 2008 年 7 月 31 日に加賀ハイテックと商品売買基本契約（代理店契約）を締結し、同社に当社製品を販売しましたが、同社は 2009 年 6 月 3 日に本件訴訟を提起し、同社が当社から仕入れた商品の残在庫について当社がその全部を引き取るべきであると主張し、当社に対し、残在庫にかかる売買契約の解除およびこれに伴う買受代金相当額（金 3 億 6,319 万 3,740 円）の返還を請求していました。

当社が同社と締結した商品売買基本契約（代理店契約）には、同社による在庫返品を可能とする条件はありませんが、同社は、本件訴訟を提起し、自社の営業努力で販売できない在庫についての返品を当社に要求していたものです。

本件訴訟については、2011 年 10 月 14 日に加賀ハイテックの請求を棄却する旨の第一審判決、2012 年 2 月 28 日に加賀ハイテックの請求を棄却する旨の控訴審判決があり、いずれも当社が勝訴していましたが、

同社は当該判決を不服として 2012 年 3 月 13 日に上告の提起および上告受理申立てを行っていました。

当社は、同社の主張には理由がないものとして、本件訴訟において、一貫して当社の正当性を主張してまいりましたが、今般の勝訴確定により、当社の主張の正当性が認められました。

5. 業績への影響

本件訴訟に関して発生する弁護士費用については、期初から見込んでいるため、通期業績予想への影響はありません。

以上

■日本通信について

1996 年 5 月 24 日、日本通信は新たなモバイルサービス事業のあり方を提示するため生まれました。それから 13 年の歳月を経て、2009 年 3 月、NTT ドコモとの相互接続により「MSO 事業モデル」を完成させ、それから 2 年弱でこのモデルの収益性を実証しました。ネットワークを効率的に運用する当社独自の先端技術やリアルタイムの認証技術などによって、ユニークな通信サービスをつくりだし、自社 b-mobile ブランド製品をお客様に提供する MVNO 事業、及びメーカーやインテグレータ他のパートナー企業に提供する MVNE 事業を展開しています。

MSO=Mobile Service Operator